

令和 7 年度以降の 放置自転車撤去等の業務について

京都市自転車等放置防止条例に基づく放置自転車の撤去

平成 30 年度から公募による事業者選定を実施

令和 6 年度は契約の最終年度（R 4～6 年度の 3 箇年）

- コロナ禍により、撤去台数が大きく減少。
- コロナ禍が一定収束しても、撤去台数は以前の状態には戻らず。

→ 令和 7 年度以降の撤去体制の見直し

【参考】撤去台数の推移

年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
撤去台数	41,111	19,146	17,220	15,027	14,818

見直すにあたり、

- ① コロナ禍の影響
- ② コロナ禍後の状況
- ③ 今後の自転車利用の動向予測

の主に 3 点について、専門的な知見による分析を依頼した。

分析結果概要

① コロナ禍の影響

三密回避の意識、不要不急の外出自粛、テレワークやオンライン授業の普及、ネットショッピングの拡大などにより、公共交通や自転車利用者が減少した。

② コロナ禍後の状況

人流はある程度回復したが、移動を省略したライフスタイルが定着したことで、コロナ禍以前にまでは戻っていない。

③ 今後の自転車利用の動向予測

人口減少や少子高齢化、IT技術の発展により、移動需要の縮小がさらに進む。

また、これまでの京都市の取組とコロナ禍による放置自転車の減少で、放置してはいけないという意識が浸透。

以前の放置状況に戻ることは考えにくいが、

今後は、放置してはいけない意識が希薄な者（転入者や新入生）への啓発が重要。

以上を踏まえ、令和7年度以降の撤去等の業務に反映させる。

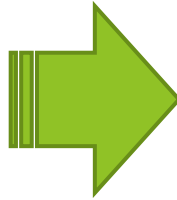


令和7年度以降の業務の主な変更点

① 軽トラック減台と役割変更



軽トラ4台で撤去



軽トラ3台

うち2台が撤去

(巡回頻度にメリハリをつけ効率化)

残りの1台が啓発

(啓発内容は提案による)

② 保管所スタッフ減員



6人体制



4人体制 (撤去台数の減を考慮)

令和6年12月20日から事業者を募集中